

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
1	基本チェックリスト	要支援認定（第1号被保険者）の更新で非該当になった方で、サービス事業の利用を希望する場合、基本チェックリストを実施することは可能か。	加古川市では、要支援認定（第1号被保険者）を持っていない方は、基本チェックリストを実施することはできません。 なお、非該当となった方が、サービス事業の利用を希望する場合は、要支援認定新規申請が必要です。	
2	基本チェックリスト	要支援認定（第1号被保険者）の更新をしても非該当になる可能性がある人の場合、認定申請と基本チェックリストを同時に実施することは可能か。	同時に実施することはできません。	
3	基本チェックリスト	要支援認定（第1号被保険者）の更新の際に、サービス事業（訪問型・通所型サービス）のみを利用している方が、基本チェックリストではなく、要支援認定の更新申請をしたいと言われた場合、更新申請をしてもよいか。	更新申請も可能です。 ◎参考 【事業対象者になった場合】 サービス事業のみの利用となるため、介護予防サービスを利用する場合は、要介護認定を受ける必要があります。 【要支援認定者になった場合】 サービス事業と介護予防サービスを利用することができます。	
4	基本チェックリスト	サービス事業（訪問型・通所型サービス）のみを利用している方の要支援認定（第1号被保険者）の更新は、基本チェックリストのみで更新するのか。	基本チェックリスト又は要支援認定の更新申請を選択することが可能です。サービス事業及び介護予防サービスの利用を希望される場合は、要支援認定の更新が必要となります。	
5	基本チェックリスト	サービス事業（訪問型・通所型サービス）のみの利用者が、将来、福祉用具貸与の利用を予定している場合、基本チェックリストをせずに、要支援認定の更新申請をすることは可能か。	可能です。 福祉用具の利用を予定しているのであれば、要支援認定の更新を行ってください。 （基本チェックリストによる事業対象者は福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用できず、利用する際には、認定申請を行わなければいけないため。）	
6	基本チェックリスト	住所地特例者で要支援認定を持っていない場合、施設所在地市町村のチェックリストを受けることはできるのか。 ※加古川市では要支援認定者の更新時のみチェックリストを受けることができるが、質問の施設所在地市町村は要支援認定を持っていない場合でもチェックリストを受けることができる場合として考える。	できる。 住所地特例者は施設所在地市町村の総合事業のルールに従い、チェックリストやサービスの利用をする。	3月9日
7	基本チェックリスト	住所を移さずに本人だけ他市町村にいる場合の基本チェックリストはどこが行うのか。	やむを得ない場合になるので、担当のケアマネが実施する。ただし、基本チェックリストの様式は加古川市の様式を使用すること。	3月9日

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
8	被保険者証	基本チェックリストは、認定申請を経るよりも、短期間に被保険者証の発行が可能であるとのことだが、概ねどれくらいかかるのか。また、本人に結果通知が届くのか。	被保険者証の発行まで概ね10日程度かかります。また、本人には結果通知と（該当する場合は）被保険者証が届きます。	
9	契約関係	利用者との契約書は新たに締結する必要があるのか。	変更部分のみの変更契約を行うか、新たに契約書を作成し、締結してください。	
10	契約関係	介護予防型訪問サービスと生活援助型訪問サービスの重要事項は、それぞれの内容について、記載があれば、別々に作成せず一体型でもいいのか。	利用者の誤解を招かないよう別々に作成してください。	
11	届出書	介護予防ケアマネジメント依頼届出書の届出先はどこになるのか。	介護保険課に提出してください。 ただし、事業対象者の届出書については担当の地域包括支援センターが基本チェックリストの提出時に高齢者・地域福祉課へ提出してください。	
12	ケアマネジメント	①事業対象者には、有効期限はないとのことだが、ケアプランの変更は行うのか。 ②更新時には都度、三職種がチェックリストを行うのか。 ③ケアプランの更新時に、本人へ通知が届くのか。	①ケアプランの契約期間は1年のため、契約更新時にケアプラン見直しを行ってください。 ②契約の更新時には三職種が基本チェックリストを実施してください。 ③市から本人に通知は送付しません。	
13	ケアマネジメント	現在、介護予防訪問介護（週2回）及び介護予防通所介護（週2回）を利用している要支援2（支給限度額10,473単位）の方が、事業対象者に移行した場合、支給限度額が5,003単位になるので、同等のサービスを利用できなくなるのか。	事業対象者の支給限度額は要支援1と同額になるため、要支援2の利用者の場合、今までと同等のサービスの利用を希望される場合は、基本チェックリストは実施せず、更新申請を行ってください。	
14	ケアマネジメント	月の途中でトレーニング型通所サービスから介護予防型通所サービスに移る場合、どのような計算方法になるのか。	どちらも回数制であるため、通常の計算方法で行ってください。	
15	ケアマネジメント	サービス事業で、生活援助型訪問サービスから介護予防型訪問サービスへ変更した場合、それぞれ請求していいのか。	それぞれ請求してください。	

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
16	ケアマネジメント	説明会（12/21）資料No.47において、「事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。」とあるが、このような考え方は従来の給付の考え方と整合しないと考えてよいのか。	そのとおりです。 また、この問の考え方は従来の給付の考え方と整合しません。総合事業が開始することによって新しくできた考え方です。 ただし、従来通り、申請日に遡り要介護認定を適用することもできます。 また、事業対象者だけでなく要支援認定者でも同様の取り扱いはできます。 詳細は別添「総合事業のサービスにおける暫定利用の考え方」をご覧ください。	3月9日
17	ケアマネジメント	事業対象者になった方を担当したケアマネジャーのモニタリング訪問は必要か。	モニタリング訪問は、現行の介護予防支援と同様で必要となります。	
18	ケアマネジメント	事業対象者には有効期間は設定されないが、1年に1回は基本チェックリストを実施するのか。もしくは身体状況が変化した利用者が申し出た場合に、再度、基本チェックリストを実施するのか。	事業対象者には有効期間は設定されていませんが、1年に1回、地域包括支援センターでマネジメントの見直し時に基本チェックリストを実施します。その見直しの際に、利用者の身体状況に変化があれば、サービスの利用方法等を検討してください。	
19	ケアマネジメント	地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託された事業対象者に関する、ケアマネジャーの人数換算はどうなるのか。	要支援認定者と同様の取扱いで逡減制となる。	3月9日
20	ケアマネジメント	月途中で計画作成事業所が変更になった場合、どのように請求したらよいのか。	別添「介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出パターン」2ページを参照してください。	3月9日
21	単位	介護予防ケアマネジメントの単位数は何単位か。	介護予防支援と同等の430単位数となります。 詳しくは市ホームページに掲載している「サービスコード表」を確認してください。 （市ホームページ > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 3 サービスコード表・単位数表マスタ）	
22	人員基準	管理者・生活相談員・介護職員等について、介護予防型通所サービスとの兼務は可能か。	専従要件のない職種については兼務可能です。（専従要件があっても、業務に支障のない限りは可能の場合があります。） また、同一単位で一体的にサービスを提供する場合は、説明会（12/21）資料No.28「通所型サービスの基準4」のとおりです。	

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
23	人員基準	トレーニング型通所サービスの機能訓練指導員が欠けた場合の減算はあるのか。	機能訓練指導員が欠けた場合の減算規定はありません。 そのため、欠けた状態が続いた場合は、事業停止か早急に補充するかどちらかになります。人員が欠けることが予想される場合は早めに市へ相談してください。	
24	人員基準	トレーニング型通所サービスの機能訓練指導員は常勤・専従1人以上となっているが、勤務時間帯はどのようになるのか。	サービスを提供する時間帯に、常に勤務する必要があります。	
25	人員基準	介護予防型通所サービスにおいて、利用定員が10人以下の場合は、看護職員は必要ないのか。	必要ありません。 従来の介護予防通所介護と同様の基準となります。	
26	人員基準	介護予防型通所サービスにおいて、管理者と介護職員は1人で兼務可能か。	管理者の兼務については、業務に支障のない限り可能です。	
27	定員	地域密着型通所介護等と一体的に通所型サービスを提供する場合、定員はどうなるのか。	機能訓練室と食堂の合計面積を3㎡で除した人数が利用定員数となります。（地域密着型通所介護等の定員は要介護認定者のみを対象とします。）	
28	加算等	介護予防型通所サービス及びトレーニング型通所サービスにおいて、運動器機能向上加算や処遇改善加算等はあるのか。	介護予防型通所サービスの加算・減算は、介護予防通所介護と同様の基準となります。一方、トレーニング型通所サービスでは、サービス提供体制強化加算のみ適用しません。 (説明会(12/21)資料No.26「通所型サービスの基準2」を参照)	
29	加算等	通所型サービスにおいて、入浴介助加算をとることは可能か。	介護予防型通所サービスは、加算はありません。 また、トレーニング型通所サービスでは、入浴介助等の身体介護を実施しないため、加算はありません。(入浴介助加算があるのは要介護1～5の方を対象とした通所介護のみです。)	

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
30	加算等	報酬単位は回数（日額）制であるが、加算・減算も回数（日額）制であるのか。	介護予防型通所サービスの加算・減算については、現行基準どおりです。月単位のものもあれば、回数単位のものもあります。	
31	サービス	介護予防型通所サービスを希望されている要支援者等のうち、入浴を希望されない方も、今までどおり介護予防型通所サービスを利用することは可能か。	利用することは可能です。	
32	サービス	生活援助型訪問サービスは、同居家族がいても使えるのか。	原則、サービスは利用できません。ただし、同居家族がいても、その家族が利用者に対して生活援助をできない何らかの理由があれば、サービスの利用はできます。（従来の訪問介護と同様の考え方）	
33	サービス	ターミナル支援型訪問サービスについて、現状の訪問介護では2時間縛り（訪問してから2時間空けないと再度訪問してはいけない）があるが、ターミナル支援型訪問サービスも同様か。また、同じ日に複数の訪問は可能か。	同様ではなく、同じ日に複数の訪問もできません。ターミナル支援型訪問サービスは集中的にサービスを利用できるが、同日に複数訪問することはできません。	3月15日
34	サービス	福祉用具貸与のみを利用する要支援認定者が、新たにサービス事業を利用することは可能か。	可能です。要支援認定者であれば、介護予防サービスとサービス事業を利用することができます。	
35	サービス	通所型サービスの単位は送迎を含むとなっているが、自宅から事業所まで徒歩で来所の方も送迎利用が必要となるのか。	利用者の意向により判断してください。ただし、徒歩で来ることによる事故のリスク等は事業所で十分に配慮してください。	
36	サービス	通所型サービスを利用する場合、要支援2の方が週1回の利用は可能か。	要支援2の方に対する「週1回（月4回）程度」の通所サービスの提供は想定されていません。ただし、利用者の適切なケアマネジメントの結果、週1回利用となった場合はいたしかたないケースで利用可能と考えます。（ただし、このように週1回になった場合でも、要支援2の単位数で算定すること）	3月9日

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
37	サービス	生活保護受給者かつ第2号被保険者は総合事業のサービスを利用できるのか。	できる。 総合事業のサービスも予防給付と同様、生活保護法における介護扶助の対象となる。 (総合事業における第2号被保険者の考え方として、事業対象者にはなれないが、サービスの利用は可能。)	3月9日
38	サービス	小規模多機能型居宅介護を契約している場合、総合事業のサービスは利用できるのか。	できない。 現制度においても、小規模多機能型居宅介護と「※通所介護・訪問介護・ショートステイ」の併用は不可である。総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも※と同等のサービスであるため併用不可である。	3月9日
39	サービス	午前中にトレーニング型通所サービス（緩和型サービス）、午後から介護予防型通所サービス（現行相当サービス）といった同一日の利用は可能か。	トレーニング型通所サービス（緩和型サービス）と介護予防型通所サービス（現行相当サービス）の併用利用は不可である。 緩和型サービスの考え方として、現行相当サービスほどの手厚いサービスが必要でない方が利用するサービスなので、同時に利用することは想定していない。	3月9日
40	サービス	<p>月途中でサービスを変更した場合の請求方法はどうなるのか。</p> <p>(例) 訪問型サービスの生活援助型訪問サービス（緩和型） ↓ 訪問型サービスの介護予防型訪問サービス（現行相当）</p>	<p>原則、月途中のサービス変更は行わないようにしてください。ただし、本人の身体状況の変化等により、やむを得ず月途中でサービスを変更する場合は以下の取扱いで対応してください。</p> <p>(1) 4週しかない場合は、利用した回数で各事業所が請求してください。 (例) 利用：生活援助型2回／介護予防型2回 請求：217単位×2回／266単位×2回</p> <p>(2) 1ヶ月に5週ある場合で、週1回利用の場合は、介護予防型の月4回超えの単位数（1,168単位）を超えるかどうかで請求の取扱いが変わります。</p> <p>①月4回超えの単位数（1,168単位）を超えない場合 (例) 利用：生活援助型4回／介護予防型1回を利用 請求：217単位×4回／266単位×1回を各事業所で請求してください。</p> <p>②月4回超えの単位数（1,168単位）を超える場合 (例) 利用：生活援助型1回／介護予防型4回 請求：どちらかの事業所が介護予防型の月4回超えの単位数（1,168単位）で 請求し、事業所間で金額の調整を行ってください。</p>	3月15日

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
41	サービス	例えば、訪問型サービスの介護予防型訪問サービス（現行相当）を利用しており、月途中でサービスの回数を変更した場合の請求方法はどうなるのか。	<p>（説明会（12/21）資料No.20「訪問型サービスの基準2」を参照） サービスの回数を変更する場合は、サービスの変更をした上で、各々のパターンによって、以下の取扱いで対応してください。</p> <p>（1）1ヶ月に4週ある場合 （例）1、2週目 … 週1回程度で計2回 3、4週目 … 週2回程度で計4回 請求：266単位×2回+270単位×4回=1,612単位</p> <p>（2）1ヶ月に5週ある場合で、例えば週1回利用から週2回利用に変更した場合は、月8回超えの単位数（2,335単位）を超えるかどうかで請求の取扱いが変わります。</p> <p>①月8回超えの単位数（2,335単位）を超えない場合 （例）1、2週目 … 週1回程度で計2回 3～5週目 … 週2回程度で計6回 請求：266単位×2回+270単位×6回=2,152単位</p> <p>②月8回超えの単位数（2,335単位）を超える場合は、サービス変更後の月単位で算定する。 （例）1週目 … 週1回程度で計1回 2～5週目 … 週2回程度で計8回 請求：月8回超えの単位数（2,335単位）で算定</p>	5月22日
42	サービス	総合事業のサービスは第三者求償の対象となるのか。	総合事業のサービスは対象外となる。	3月9日
43	サービス	住所を移さずに本人だけ他市町村にいる場合の他市町村での総合事業のサービスの利用は可能か。	<p>◎現行相当サービス ・みなし指定事業所であれば、みなし指定の効力が切れるまで利用可能。それ以降は事業所が加古川市に指定申請すれば、利用可能になる。 ・みなし指定事業所以外は事業所が加古川市に指定申請すれば、利用可能になる。</p> <p>◎緩和型サービス ・加古川市に指定申請すれば、利用可能になる。ただし、緩和型サービスは市町村によってサービスが異なるため利用できない場合がある。</p>	3月9日

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
44	サービス	総合事業のサービスについては、社福減免の対象となるのか。	現行相当サービスである介護予防型訪問サービス・介護予防型通所サービスのみ対象となる。	3月9日
45	事業所指定	説明会（12/21）資料No.32の提出書類の付表とは何か。	事業所の新規指定申請や更新申請の際に提出してもらう事業所の名称・管理者・従事者について記載しているものです。 詳細は市ホームページで確認してください。 （市ホームページ > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 2 指定申請関係書類）	
46	事業所指定	説明会（12/21）資料No.33の申請期間で、平成29年4月1日若しくは平成29年4月2日以降とあるが、事業所がどちらにすべきか判断するものか。	事業の実施開始時期により、事業所が判断してください。	
47	事業所指定	平成27年3月31日以前から市外の要支援者にサービスを提供しているが、みなし指定に基づき引き続きサービスを提供することは可能か。	可能です。 平成29年4月1日以降に新たに市外の利用者にサービスを提供する場合は、利用者の保険者である市区町村へ事業者指定が必要となります。 また、平成30年3月31日にみなし指定の効力がなくなるため、それまでに事業所が受け入れている利用者のすべての保険者へ更新申請をすることとなります。	
48	事業所指定	平成29年4月1日以降、新たな市外の要支援者がある場合、サービス提供は可能か。	平成29年4月1日以降に新たに市外の利用者にサービスを提供する場合は、利用者の保険者である市区町村へ事業者指定が必要となります。ただし、緩和型サービス（市独自のサービス）の場合、事業者指定ができない場合があります。	
49	事業所指定	市外在所の事業所が加古川市の指定を受けることは可能か。	可能です。 緩和型サービスは市町村によってサービス内容が異なるため、事業者指定ができない場合があります。	

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
50	事業所指定	トレーニング型通所サービスは法人でなくても開設できるのか。	開設できません。 (従来のサービスと同様の考え方。)	
51	事業対象者	福祉用具貸与を利用の要支援認定者（第1号被保険者）が、福祉用具の利用を止めた場合、事業対象者に切り替わるのか。	福祉用具貸与の利用を中止しても、要支援認定者（第1号被保険者）のままです。	
52	事業対象者	生活保護受給者は事業対象者になれるのか。また、利用者負担の1割分は今までどおり介護扶助となるのか。	事業対象者になることができます。 また、利用者負担の1割分は介護扶助の対象となります。	3月14日
53	サービスコード	加古川市の被保険者が播磨町の事業所が提供する現行相当サービスを利用した場合、コードや基準は加古川市と播磨町のどちらになるのか。	加古川市になります。※加古川市の被保険者は加古川市が指定したサービスしか利用できません。 加古川市外の事業者が加古川市の被保険者（住所地特例者を除く）に対してサービスを提供する場合は、加古川市の基準により、加古川市のサービスコードを利用します。	3月13日
54	介護予防サービス	介護予防訪問介護及び通所介護は、4月1日から訪問型サービス及び通所型サービスに移行するが、要支援認定の有効期間満了日が4月1日以降であっても、福祉用具貸与等の介護予防サービスの利用は可能か。	可能です。 要支援認定者であれば、福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用することができます。	
55	介護予防サービス	事業対象者は介護予防サービスの住宅改修・特定福祉用具購入費等を利用できるのか。	利用できません。利用される場合は、要支援認定を受ける必要があります。（説明会（12/21）資料No.12「サービス利用者の分類について」を参照）	
56	パンフレット	利用者へサービス事業の料金等を説明する際のパンフレットは市が用意してくれるのか。	パンフレット等については市のホームページに掲載します。	

【平成29年5月22日現在】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメント関係におけるQ&A

No.	項目	質問	回答	追加日
57	一般介護 予防事業	介護予防サービス等を利用している方は、一般介護予防事業（いきいき百歳体操）を利用することはできないのか。	第一号被保険者であれば、一般介護予防事業は利用可能です。	
58	その他	ターミナル支援型訪問サービスの利用者について、癌末期の状態がわかるもの（診断書・主治医意見書）を高齢者地域福祉課等に提出するのか、それとも包括に保管しておくのか。	地域包括支援センターで書類は保管していただき、書類の写しを高齢者・地域福祉課へ提出してください。	
59	その他	短期集中型通所サービス（A8）の実施予定は。	平成29年4月以降の実施は未定です。	
60	その他	現行相当サービスと緩和型サービスの他に、新たなサービスは創設されるのか。	平成29年4月以降の実施は未定です。	
61	その他	他市町村から転入者は事業対象者の引継ぎはできるのか。	できない。他市町村で事業対象者として判定されていた方は、加古川市に転入した際、新規の要介護認定申請をする必要がある。	3月9日